

UR賃貸住宅における石綿（アスベスト）含有建材について

1 石綿含有吹付け材について（建築基準法の規制対象）

お住まいの皆様が日常使用される部分について、石綿含有吹付け材^{※1}の使用状況の調査を行い、住宅の専用部分（居室等）や共用部分（エントランス、廊下、集会所等）で石綿含有吹付け材の使用が判明したものは、全て除去等の処理を行っております。

※1 建築基準法で使用が禁止されている吹付け石綿及び石綿の含有量が重量比の0.1%を超える吹付けロックウール

2 石綿含有建材について（建築基準法の規制対象外）

石綿が含まれている建材（石綿含有建材）は、健康への影響が指摘されている「石綿含有吹付け材」（上記1）とは異なり、建築基準法の規制対象ではありません。日常生活においては、加工などの操作を行わない限り、表面が健全な状態では石綿繊維が飛散するおそれがあるものではない^{※2}とされております。

なお、撤去・取替え等を行う場合は、関係法令等に基づき適切に処理いたします。

※2 ・成形板、保温材：「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について（通知）」（昭63.2.1付、環大規第26号、衛企第9号 環境庁・厚生省）より
・仕上塗材：「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月、厚生労働省・環境省）より

（1）成形板、保温材

以下のような箇所に、石綿が含まれている建材を使用している場合があります。通常の使用状態においては石綿繊維が飛散するおそれがないことから、使用状況の調査は実施しておりません。

- ① 成形板（セメントや樹脂等を固めた板）：バルコニー隔板、浴室天井材、台所レンジフード回り下地材、玄関等ビニル床タイル等
- ② 保温材（セメント等を使用した保温材）：流し台・洗面化粧台等の給水管・排水管等の屈曲部

（2）仕上塗材（合成樹脂やセメント等による塗料または左官材料）

主に外壁や天井の砂壁状や凹凸模様のコンクリート仕上面に使用されている仕上塗材に石綿が含まれている場合があります。

外壁修繕工事等を実施する場合は事前に仕上塗材の調査を実施し、石綿が含まれた仕上塗材の使用が確認された場合は関係法令に基づき適切な措置を講じます。

（3）ひる石吹付け材

一部のUR賃貸住宅の居室等の天井に、石綿を含有するひる石吹付け材が使用されている場合がありますが、室内空気中での石綿繊維の飛散は確認されておりません。

当機構では、今後もUR賃貸住宅における石綿の使用状況について機構ホームページ等で公表し、適切な情報提供に努めてまいります。

以 上

◆お問い合わせ先

営業時間 月～金曜日(午前9時15分～午後5時40分まで)

休業日 土曜日・日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日まで

東日本賃貸住宅本部	住宅経営部	保全企画課	03-5323-2990 (代表)
中部支社	住宅経営部	ストック技術課	052-238-9296
西日本支社	住宅経営部	保全企画課	06-4799-1075
九州支社	住宅経営部	ストック技術課	092-722-1077

石綿（アスベスト）問題に関する健康相談について

石綿問題に関する健康相談については、最寄りの保健所、専門の医療機関（労災病院の石綿疾患センターなど）または（独）環境再生保全機構にお問合せください。

- ・アスベスト疾患センター一覧（（独）労働者健康安全機構）

<http://www.research.johas.go.jp/asbesto/07.html>

- ・（独）環境再生保全機構

<https://www.erca.go.jp/>